

資 料

○国立市防災会議条例

昭和38年10月 1 日条例第36号

改正

平成11年12月24日条例第41号

平成21年12月22日条例第41号

平成24年 9 月28日条例第26号

平成27年 3 月31日条例第16号

国立市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき国立市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国立市地区防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 国立市の教育委員会の教育長
 - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 国立市建設業協会の会長または会員の代表者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 国立市上下水道工事店会の会長または会員の代表者のうちから市長が委嘱する者
 - (11) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の総数は、25人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、国立市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員または職員および学識経験のある者のうちから市長が委嘱または指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第41号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成21年12月22日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年9月28日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日条例第16号）

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

○国立市防災会議運営規程

昭和52年2月1日訓令（甲）第1号

改正

昭和56年7月10日訓令（甲）第22号

平成3年10月16日訓令（甲）第51号

平成8年3月29日訓令（甲）第20号

平成21年3月31日訓令第36号

平成25年4月1日訓令第37号

国立市防災会議運営規程

（目的）

第1条 この規程は、国立市防災会議条例（昭和38年国立市条例第36号）第5条の規定に基づき、国立市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（議事手続）

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員およびその代理者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を徴することができる。

（委任）

第4条 会議はその所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は委任を受けた事務を処理したときは、次の会議に報告しなければならない。

（専門委員）

第5条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

（事務局）

第6条 会議の事務局は、行政管理部防災安全課に置く。

付 則

この規程は、昭和52年2月1日から適用する。

付 則（昭和56年7月10日訓令（甲）第22号抄）

- 1 この規程は、昭和56年7月20日から適用する。

付 則（平成3年10月16日訓令（甲）第51号）

この規程は、平成3年10月14日から適用する。

付 則（平成8年3月29日訓令（甲）第20号抄）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から適用する。

付 則（平成21年3月31日訓令第36号）

- 1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。（後略）
- 2 （前略）第11条の規定による改正後の国立市防災会議運営規程の規定（中略）は、平成20年11月1日から適用する。

付 則（平成25年4月1日訓令第37号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

○国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例

平成21年 3 月31日 条例第16号

改正

平成24年 9 月28日 条例第27号

平成25年 3 月29日 条例第21号

令和 4 年 6 月27日 条例第11号

国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例

国立市災害対策本部条例（昭和38年10月国立市条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、国立市災害対策本部（以下「本部」という。）及び国立市健康危機管理対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及び対策部をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、国立市組織条例（平成24年12月国立市条例第28号）第 1 条に規定する部の長、議会事務局長及び教育部長並びにこれらに相当する職にある者で規則で定めるもの並びに消防団長をもって充てる。

4 対策部に属する本部の職員は、規則で定める。

（職務）

第 3 条 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、次に掲げる順序によりその職務を代理する。

（1） 第 1 順位 副市長をもって充てる副本部長

（2） 第 2 順位 教育長をもって充てる副本部長

3 本部員は、本部長の命を受け、対策部の事務を掌理する。

4 対策部に属する本部の職員は、本部員の命を受け、対策部の事務に従事する。

（委任）

第 4 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

（準用）

第 5 条 第 2 条から前条までの規定は、国立市健康危機管理対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年 9 月28日 条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年 3 月29日 条例第21号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成25年 4 月 1 日か

ら施行する。

付 則（令和４年６月２７日条例第１１号）

この条例は、令和４年７月１日から施行する。

○国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例施行規則

平成21年 8 月 3 日規則第29号

改正

平成22年 3 月30日規則第14号
 平成24年 1 月23日規則第 3 号
 平成25年 3 月29日規則第15号
 平成26年 3 月28日規則第 9 号
 平成27年 6 月 9 日規則第36号
 平成27年 7 月 1 日規則第37号
 平成29年 3 月30日規則第13号
 平成29年 6 月27日規則第18号
 平成30年 1 月18日規則第 3 号
 令和 3 年 7 月 6 日規則第23号
 令和 4 年 6 月27日規則第26号

国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例施行規則

国立市災害対策本部条例施行規則（昭和52年 2 月国立市規則第 1 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 国立市災害対策本部（第 2 条—第 8 条）

第 3 章 国立市健康危機管理対策本部（第 9 条—第11条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例（平成21年 3 月国立市条例第16号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 項及び条例第 4 条（これらの規定を条例第 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国立市災害対策本部（以下「本部」という。）及び国立市健康危機管理対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 国立市災害対策本部

（本部会議）

第 2 条 本部の基本方針及び災害に関する重要事項を協議するため、本部会議を設置する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員（それぞれ条例第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）をもって構成し、本部長が招集する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に防災機関等の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（本部長の職務）

第 3 条 本部長の職務は、条例第 3 条第 1 項に規定するもののほか、次に掲げる事項とする。

- （1） 本部の設置及び廃止に関すること。
- （2） 緊急初動体制及び災害対策基本体制の配備及び廃止に関すること。
- （3） 避難の指示に関すること。
- （4） 警戒区域の設定に関すること。

(5) 政府機関、東京都、他自治体、公共機関等に対する応援の要請に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策の決定に関すること。

(副本部長の職務)

第4条 副本部長の職務は、条例第3条第2項に規定するもののほか、災害対策の円滑化を図るため各対策部間の調整を行うこととする。

(本部員)

第5条 条例第2条第3項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(対策部)

第6条 条例第2条第1項に規定する対策部は、行政管理部、政策経営部、健康福祉部、子ども家庭部、生活環境部、都市整備部、教育部及び情報統括班とする。

2 前項に規定する対策部（以下この条及び次条において単に「対策部」という。）に部長及び副部長を置き、部長は別表第1に掲げる職にある者をもって充て、副部長は次条に規定する本部の職員のうちから部長が指名するものとする。

3 対策部の部長は当該対策部の統括及び調整を行い、副部長は部長を補佐する。

4 対策部の編成及び事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(本部の職員)

第7条 条例第2条第4項に規定する規則で定める対策部に属する本部の職員は、別表第1に定める対策部を構成する部等に属する職員のうちから、当該対策部の部長が指名するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

第3章 国立市健康危機管理対策本部

(対策部)

第9条 条例第5条において準用する条例第2条第1項に規定する対策部は、国立市組織条例（平成24年12月国立市条例第28号）第1条に規定する部及び事務局、会計課、教育部、議会事務局、選挙管理委員会事務局並びに監査委員事務局（次条において「部等」という。）とする。

2 前項に規定する対策部（以下この条及び次条において単に「対策部」という。）に部長を置き、部長は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 対策部の部長は、当該対策部の統括及び調整をするものとする。

4 対策部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(本部の職員)

第10条 条例第5条において準用する条例第2条第4項に規定する規則で定める対策部に属する本部の職員は、当該対策部を構成する部等に属する職員のうちから、当該対策部の部長が指名するものとする。

(準用)

第11条 第2条から第5条まで及び第8条の規定は、国立市健康危機管理対策本部について準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年3月30日規則第14号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年1月23日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月29日規則第15号）

この規則中題名の改正規定、第1条の改正規定及び第8条の次に1条を加える改正規定は国立市災害対策本部条例の一部を改正する条例（平成25年3月国立市条例第21号）の施行の日から、別表の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月28日規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月9日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年7月1日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年3月30日規則第13号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年6月27日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年1月18日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年7月6日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年6月27日規則第26号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

対策部	部長	事務分掌	構成する部等の名称
行政管理部	行政管理部長	①本部の運営に関すること。 ②総合的な応急対策の立案及び各対策部の調整に関すること。 ③車両及び燃料並びに輸送手段の確保に関すること。 ④災害対策に係る物品の調達に関すること。 ⑤臨時優先電話の応急仮設に関すること。 ⑥臨時ヘリポートの開設に関すること。 ⑦市庁舎の被害状況の調査及び安全確保に関すること。 ⑧建物の応急危険度判定に関すること。 ⑨防災行政無線に関すること。 ⑩国、自衛隊、都等への報告及び協定先との連絡調整に関すること。 ⑪防災関係機関が派遣する職員に関すること。 ⑫職員の参集及び被災状況の把握に関すること。 ⑬職員の食事、宿泊及び健康管理に関すること。 ⑭災害派遣職員の受入れに関すること。 ⑮災害視察者の対応に関すること。 ⑯火葬場の確保及び火葬事務に関すること。 ⑰避難の準備及び指示並びに警戒区域の伝達並びに避難誘導に関すること。	行政管理部
政策経営部	政策経営部長	①報道機関の対応及び記者会見に関すること。 ②災害時の広報に関すること。 ③災害対策関係予算及び資金の運用に関すること。 ④災害時の応急的空地利用に関すること。 ⑤災害救助法の適用に関すること。 ⑥復旧、復興計画の基本方針の立案及び総合調整に関すること。 ⑦被災者支援組織に関すること。	政策経営部

		⑧災害の記録に関すること。 ⑨被災者等への租税の減免に関すること。 ⑩災害情報の収集及び被害状況の調査に関すること。 ⑪要搜索者の名簿に関すること。 ⑫交通機関やライフラインの復旧状況の情報の収集及び提供に関すること。	
健康福祉部	健康福祉部長	①遺体の収容、検案、火葬及び埋葬に関すること。 ②義援金の受領及び配分に関すること。 ③社会福祉法人国立市社会福祉協議会（災害ボランティア）との連絡調整に関すること。 ④日本赤十字社との連絡調整に関すること。 ⑤災害犠牲者の合同慰霊祭に関すること。 ⑥要配慮者の救助及び支援に関すること。 ⑦福祉避難所の開設に関すること。 ⑧医療救護活動に関すること。 ⑨後方支援病院の確保に関すること。 ⑩防疫活動に関すること。 ⑪被災者の健康管理に関すること。 ⑫動物愛護の協力に関すること。 ⑬社会福祉施設の被災状況に関すること。 ⑭市有施設の被害状況の確認及び安全確保に関すること。	健康福祉部
子ども家庭部	子ども家庭部長	①保育所、幼稚園等における園児の救助、安全確保等に関すること。 ②応急保育の実施に関すること。 ③女性の災害相談に関すること。 ④避難所運営の支援に関すること。 ⑤市有施設の被害状況の確認及び安全確保に関すること。	子ども家庭部
生活環境部	生活環境部長	①救助要請、物資の提供要望その他の発災直後の市庁舎における市民対応に関すること。 ②救助に関すること。 ③環境衛生に関すること。 ④動物の愛護に関すること。	生活環境部

		⑤水防活動の連絡及び調整に関すること。 ⑥救援物資の確保、保管及び配布に関する こと。 ⑦中小企業の災害応急復旧・復興対策に関 すること。 ⑧国立市商工会その他の関係団体との連絡 調整に関すること。 ⑨仮設トイレ等のし尿処理に関すること。 ⑩ごみ及びがれきの処理の総合調整に関す ること。 ⑪ごみ及び廃材の処理の相談窓口の設置に 関すること。 ⑫市有施設の被害状況の確認及び安全確保 に関すること。	
都市整備部	都市整備部長	①復興計画に関すること。 ②応急仮設住宅の確保に関すること。 ③被災宅地危険度判定に関すること。 ④危険建物・区域等の安全確保に関するこ と。 ⑤緊急輸送道路等の確保に関すること。 ⑥がけ崩れの被害調査及び復旧その他危険 区域等の安全確保に関すること。 ⑦下水道施設の復旧に関すること。 ⑧道路、橋梁等の災害対策に関すること。 ⑨交通規制実施への協力に関すること。 ⑩農業の災害応急復旧・復興対策に関す ること。 ⑪東京みどり農業協同組合その他の関係団 体との連絡調整に関すること。 ⑫市有施設の被害状況の確認及び安全確保 に関すること。	都市整備部
教育部	教育部長	①在宅避難者の支援に関すること。 ②避難所収容者の名簿に関すること。 ③被災児童及び生徒の避難及び救護に関す ること。 ④被災児童及び生徒に対する学用品の支給 に関すること。 ⑤避難所の運営に関すること。 ⑥避難者の受入れに関すること。	教育部

		⑦文化財等の被害調査及び復旧に関する こと。 ⑧炊き出しに関すること。 ⑨外国人支援センターの開設に関する こと。 ⑩帰宅困難者の支援に関すること。 ⑪応急給水に関すること。 ⑫市有施設の被害状況の確認及び安全確保 に関すること。	
情報統括班	議会事務局長	①市議会との連絡調整に関すること。 ②災害対策に必要な金銭の出納及び保管に 関すること。 ③被害情報の取りまとめに関すること。 ④本部長命令の伝達に関すること。	オンブズマン事務 局、会計課、議会 事務局、選挙管理 委員会事務局、監 査委員事務局

別表第 2（第 9 条関係）

対策部	部長	事務分掌
オンブズマン事 務局	オンブズマン 事務局長	①他の対策部の応援に関すること。
政策経営部	政策経営部長	①報道機関への対応に関すること。 ②広報等による情報の提供及び集約に関すること。 ③情報の収集、伝達及び処理に関すること。 ④市主催行事の自粛に関すること。
行政管理部	行政管理部長	①国立市健康危機管理対策本部の設置及び運営に関すること。 ②国立市新型インフルエンザ等対策会議の設置及び運営に関す ること。 ③国、都、他自治体等との連携に関すること。 ④市職員の感染予防、服務及び罹患状況に関すること。 ⑤市職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関するこ と。 ⑥市民からの相談体制及び相談窓口に関すること。 ⑦火葬及び埋葬の許可等に関すること。 ⑧遺体安置所の設置及び運用に関すること。 ⑨公用車の使用に関すること。
健康福祉部	健康福祉部長	①国立市健康危機管理対策本部の設置及び運営に関すること。 ②国立市新型インフルエンザ等対策会議の設置及び運営に関す ること。 ③市内連絡会の運営に関すること。 ④新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。

		⑤新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関すること。 ⑥予防接種（特定接種及び住民接種）に関すること。 ⑦市民からの相談体制及び相談窓口に関すること。 ⑧市内の医療関係団体との連絡調整に関すること。 ⑨在宅の高齢者、しょうがいしゃ等の要援護者の支援に関する こと。 ⑩感染防護服、医薬品等の確保に関すること。
子ども家庭部	子ども家庭部 長	①保育所、幼稚園等における感染予防に関すること。 ②保育所、幼稚園等における感染状況の把握に関すること。 ③保育所、幼稚園等の休所及び休園措置に関すること。
生活環境部	生活環境部長	①ごみの収集及び処理に関すること。 ②集会所等のコミュニティ施設の閉館等に関すること。 ③商工関係団体等への情報提供及び商工関係団体等との連携に 関すること。
都市整備部	都市整備部長	①公共交通機関の事業者への情報提供に関すること。 ②コミュニティバスの運行中止等に関すること。 ③自転車駐車場等の使用に関すること。 ④下水道の維持に関すること。
会計課	会計管理者	①他の対策部の応援に関すること。
教育部	教育部長	①市内の小学校及び中学校における感染予防に関すること。 ②市内の小学校及び中学校における感染状況の把握に関するこ と。 ③市内の小学校及び中学校の休校措置に関すること。
議会事務局	議会事務局長	①市議会との連絡調整に関すること。
選挙管理委員会 事務局	選挙管理委員 会事務局長	①他の対策部の応援に関すること。
監査委員事務局	監査委員事務 局長	①他の対策部の応援に関すること。

○国立市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年3月26日条例第14号

改正

昭和50年6月30日条例第24号

昭和51年12月25日条例第44号

昭和53年6月27日条例第26号

昭和56年9月24日条例第36号

昭和57年12月25日条例第24号

平成3年12月19日条例第37号

令和元年7月1日条例第5号

令和2年3月31日条例第4号

国立市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、あわせて自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、国立市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 国立市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行なう。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため市が支給を不相当と認めた場合

(報告等)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告または書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 国立市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 国立市は令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行なう。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）および住居の損害がない場合………150万円

イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合………250万円

ウ 住居が半壊した場合………270万円

エ 住居が全壊した場合………350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合………150万円

イ 住居が半壊した場合………170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く）………250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合………350万円

(3) 第1号のウまたは前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、令第7条第2項かつこ書の場合は、据置期間は5年とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(委員会の設置)

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、国立市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員会の委員は、医師、弁護士、市の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年6月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

付 則（昭和51年12月25日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和53年6月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年9月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和57年12月25日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（平成3年12月19日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の国立市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（令和元年7月1日条例第5号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

2 改正後の第14条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和２年３月３１日条例第４号）

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和４９年１１月国立市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条中第７７号を第７８号とし、第４５号から第７６号までを１号ずつ繰り下げ、第４４号の次に次の１号を加える。

（４５） 災害弔慰金等支給審査委員会委員

第４条中「第２条第１５号から第７４号まで」を「第２条第１５号から第７５号まで」に改める。

第５条第１項中「第２条第７５号から第７７号まで」を「第２条第７６号から第７８号まで」に改める。

別表第２中

「保健・福祉サービス苦情等解決委員会委員	〃 9,100円	」を
「保健・福祉サービス苦情等解決委員会委員	〃 9,100円	」に
災害弔慰金等支給審査委員会委員	〃 9,100円	」

改める。

○国立市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和50年4月1日規則第10号

改正

昭和57年12月25日規則第19号

令和元年7月24日規則第4号

国立市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第14号、以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、国立市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、国立市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込

者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、当該世帯主の負傷についての医師の療養見込期間および療養費の概算額を記載した診断書
- (2) 被災の日の属する年の前年(当該被災の日が1月から5月までの間である場合にあっては、前前年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、資金借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行なうものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した資金貸付決定通知書(様式第3号)により当該借入申込者に通知する。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)により当該借入申込者に通知する。

(借用書の提出)

第9条 資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに資金借用書(様式第5号)(保証人を立てる場合は、保証人の連署した資金借用書)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の資金借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理

由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）により当該借受人に通知するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払を免除する旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）により当該借受人に通知するものとする。

（償還免除）

第15条 資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の資金償還免除申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還を免除する旨を決定したときは資金償還免除承認通知書（様式第14号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、資金償還免除不承認通知書（様式第15号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納入期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等資金借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは同居の親族または保証人が代つてその旨を届出なければならない。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年12月25日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（令和元年7月24日規則第4号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の国立市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

2 新規則の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

様式（省略）

○国立市災害見舞金等支給に関する規則

昭和55年 5 月 9 日規則第10号

改正

昭和58年 3 月28日規則第 4 号

国立市災害見舞金等支給に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立市に住所を有する者が市内において災害を受けたとき、被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則で災害とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 風水害
- (2) 火災
- (3) その他、不慮の災難で市長が特に災害と認めたもの

2 前項第 2 号については、明らかに被災者の故意又は重大な過失によるものを除く。

(支給の範囲及び額)

第 3 条 見舞金等の支給範囲及び額は、次のとおりとする。

- (1) 住居が全壊、全焼又は流出したとき。
 - 1 世帯について 30,000円以内
- (2) 住居が半壊、半焼又は床上浸水したとき。
 - 1 世帯について 20,000円以内
- (3) 前条第 1 項各号に掲げる災害で死亡したとき。
 - 1 人について 20,000円
- (4) 前条第 1 項第 3 号に掲げる災害を受けたとき。
 - 1 世帯又は 1 人について 10,000円以内

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年 4 月 1 日から適用する。

付 則（昭和58年 3 月28日規則第 4 号）

この規則は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

○国立市り災証明書等交付要綱

平成26年 7 月11日 訓令第45号

国立市り災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害に遭った者に対し、り災証明書等を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（大規模な火事又は爆発により生ずる被害は除く。）をいう。

(証明書の発行)

第3条 市長は、災害により被害に遭った者に対して、次の表に掲げる証明書を発行する。

種別	対象物	申請者	被害認定調査	証明する事項
り災証明書	住家（居住の用に供する建物をいう。）	世帯主又は所有者	実施する	被害の程度
り災届出証明書	り災証明書の対象とならないもの	所有者	実施しない	被害の届出があったこと

(り災証明書発行の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、災害の発生から相当な期間が経過した後に証明書発行の申請がなされた被害その他の災害との因果関係を確認することが困難な被害については、り災証明書を発行することはできない。

(住家被害認定調査)

第5条 市長は、り災証明書を発行するに当たっては、あらかじめ住家被害認定調査を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による住家被害認定調査を行った建物について調査済証を作成し、これを当該建物に貼付する方法により対象者に交付する。

(り災台帳の作成)

第6条 市長は、前条の規定による住家被害認定調査の結果に基づき、り災台帳を作成しなければならない。

2 り災台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 建物の所在地
- (2) 調査済番号
- (3) 建物の用途
- (4) り災の程度
- (5) 所有者
- (6) 居住者
- (7) 貸主（必要がある場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(り災証明書の発行)

第7条 り災の証明の交付を受けようとする者は、り災（届出）証明申請書（第1号様式）を市長に提出して申請を行うものとする。この場合においては、原則として、第5条第2項に規定する調査済証を添付するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書類の内容とり災台帳の内容を確認し、申請者に被害の程度について了承を得た上で、り災証明書（第2号様式）を発行するものとする。

3 市長は、り災証明書発行の申請受付について、あらかじめ日時と場所を決定し、市民に周知しなければならない。

（再調査）

第8条 り災証明書の交付に当たり、第5条第1項の規定により行った住家被害認定調査の結果に不服があったとして再調査の依頼があった場合その他必要と認められる場合においては、市長は、その内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施する。

（り災届出証明書の発行）

第9条 り災の届出を行ったことについての証明を受けようとする者は、り災（届出）証明申請書に被害状況写真を添えて市長に提出して申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、被害状況写真により明らかに被害が発生していないと判断できる場合又は明らかに災害と被害との因果関係がないと判断できる場合を除き、り災届出証明書（第3号様式）を発行するものとする。

（被災証明書の発行）

第10条 第2条の規定にかかわらず、災害の発生から長期間にわたり第5条第1項の住家被害認定調査を行うことができない等、市の事情によりり災証明書を発行できないときは、り災証明書に代えて被災証明書を発行することができる。

2 被災証明書は、災害により被害を受けたことを証明する。

3 被災証明書の交付を受けようとする者は、被害状況を確認できる写真等を添付して市長に申請するものとする。

4 市長は、被災証明書の発行に当たって、台帳を作成するものとする。この場合における台帳の記載事項については、第6条第2項の規定（同項第2号及び第4号の規定を除く。）を準用する。

（小規模災害の特例）

第11条 市内の被害が甚大でない災害について、り災証明書等を発行する場合においては、次のように取り扱うことができる。

（1） 第5条第1項の規定にかかわらず、申請者がその提出する写真により、被害の程度を明らかに証明することができるときは、市長は、住家被害認定調査を行わないことができる。

（2） 第5条第1項の規定にかかわらず、市長は、り災証明書発行の申請を受けた後において住家被害認定調査を行うことができる。この場合においては、第5条第2項の規定による調査済証の作成及び第7条第1項の規定による調査済証の申請書類への添付を省略することができる。

（3） 第7条第3項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定による申請受付の周知を行わず、随時、り災証明書発行の申請を受け付けることができる。

（事務分掌）

第12条 り災証明書等の発行に関する事務（住家被害認定調査を含む。）は、国立市総合防災計

画に基づいて、その担当部署が実施する。ただし、前条に規定する特例を適用する場合においては、その事務を防災安全課にて行うことができる。

付 則

この訓令は、平成26年7月11日より施行する。

様式（省略）

○国立市防災対策等推進会議設置要綱

昭和57年12月25日訓令（甲）第23号

改正

昭和58年9月26日訓令（甲）第30号

昭和62年10月1日訓令（甲）第21号

平成3年10月16日訓令（甲）第51号

平成7年2月24日訓令（甲）第5号

平成8年3月29日訓令（甲）第20号

平成18年12月6日訓令第57号

平成19年3月29日訓令第34号

平成21年3月31日訓令第36号

平成24年8月29日訓令第74号

平成25年4月1日訓令第37号

国立市防災対策等推進会議設置要綱

（設置）

第1条 国立市における防災対策及び国民の保護のための措置（以下「防災対策等」という。）を総合的、計画的に推進するため、国立市防災対策等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 防災対策等に関する計画案作成のための連絡調整に関すること。
- （2） 防災対策等に関する計画の実施の推進に関すること。
- （3） 防災及び国民の保護に関する職員の意識の高揚に関すること。
- （4） 前3号に定めるもののほか、推進会議において必要と認める事項

（組織）

第3条 推進会議は、副市長、教育長並びに部長及びこれに相当する職にある者をもって構成し、副市長を会長とし、教育長を副会長とする。

（会長等の職務）

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

（分科会）

第6条 推進会議に分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 分科会に委員長、副委員長及び書記を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 分科会は、推進会議から付議された防災及び国民の保護に関する事項について、調査、研究し、推進会議に報告する。
- 5 分科会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

6 分科会の庶務は、委員長の指名する者が行う。

(決定事項の処理)

第7条 推進会議における決定事項は、市長に報告し、その実施に努める。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、行政管理部防災安全課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が推進会議にはかつて定める。

付 則

この要綱は、昭和58年1月1日から適用する。

付 則（昭和58年9月26日訓令（甲）第30号）

この要綱は、昭和58年9月26日から適用する。

付 則（昭和62年10月1日訓令（甲）第21号）

この規程は、昭和62年10月1日から適用する。

付 則（平成3年10月16日訓令（甲）第51号）

この規程は、平成3年10月14日から適用する。

付 則（平成7年2月24日訓令（甲）第5号）

この要綱は、平成7年2月1日から適用する。

付 則（平成8年3月29日訓令（甲）第20号抄）

1 この規程は、平成8年4月1日から適用する。

付 則（平成18年12月6日訓令第57号）

この要綱は、平成18年12月6日から施行する。

付 則（平成19年3月29日訓令第34号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日訓令第36号）

1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。（後略）

2 （前略）第17条の規定による改正後の国立市防災対策推進会議設置要綱の規定（中略）は、平成20年11月1日から適用する。

付 則（平成24年8月29日訓令第74号）

この訓令は、平成24年8月29日から施行する。

付 則（平成25年4月1日訓令第37号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

国立市防災会議委員名簿

委員の総数 25名以内（国立市防災会議条例第3条第6項）

（令和4年4月現在）

職 名	
（第3条第2項の市長）	
会 長	国立市長
（第3条第5項第1号の指定地方行政機関の職員）	
委 員	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長
（第3条第5項第2号の知事部内の職員）	
委 員	東京都多摩立川保健所長
委 員	東京都北多摩北部建設事務所長
委 員	東京都水道局立川給水管理事務所長
（第3条第5項第3号の警察官）	
委 員	警視庁立川警察署長
（第3条第5項第4号の市長部内の職員）	
委 員	国立市副市長
（第3条第5項第5号の教育長）	
委 員	国立市教育委員会教育長
（第3条第5項第6号の消防吏員）	
委 員	東京消防庁第八消防方面本部長
委 員	東京消防庁立川消防署長
（第3条第5項第7号の消防団長）	
委 員	国立市消防団長
（第3条第5項第8号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員）	
委 員	国立市医師会会長
委 員	東日本電信電話(株)東京西支店長
委 員	東京電力パワーグリッド(株)立川支社長
委 員	東京ガスネットワーク(株)東京西支店長
委 員	(株)JR 中央ラインモール国立駅長
委 員	日本通運(株)多摩支店長
委 員	日本郵便(株)国立郵便局長
委 員	国立市歯科医師会会長
委 員	国立市薬剤師会会長
委 員	東京乗用旅客自動車協会 広報委員会副委員長
（第3条第5項第9号の国立市建設業協会の会長または会員の代表者のうちから市長が委嘱する者）	
委 員	国立市建設業協会会長
（第3条第5項第10号の国立市上下水道工事店会の会長または会員の代表者のうちから市長が委嘱する者）	

委 員	国立市上下水道工事店会会長
(第3条第5項第11号の自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者)	
委 員	学識経験者（公益財団法人市民防災研究所理事）
委 員	国立市自主防災組織連絡協議会会長

災害対策本部設置通知機関一覧

令和4年4月現在

No	機 関 名	住 所	電話番号
1	東京都総務局総合防災部	新宿区西新宿 2-8-1	03-5321-1111
2	東京消防庁第八消防方面本部	立川市泉町 1156-1	522-0119
3	東京消防庁立川消防署	立川市泉町 1156-1	526-0119
4	警視庁第八方面本部	立川市緑町 3280	522-3161
5	警視庁立川警察署	立川市緑町 3233-2	527-0110
6	陸上自衛隊第一後方支援連隊第一整備大隊	練馬区北町 4-1-1	03-3933-1161
7	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所	八王子市大和田町 4-3-13	643-2001
8	東京都水道局多摩水道改革推進本部	立川市緑町 6-7	548-5400
9	多摩立川保健所	立川市柴崎町 2-21-19	524-5171
10	東京都北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町 2-15-19	540-9501
11	東京ガスネットワーク 東京西支店	立川市曙町 3-6-13	526-6125
12	J R中央ラインモール 国立駅	国立市北 1-14	577-3447
13	N T T 東日本 東京事業部東京西支店	立川市錦町 4-12-6 N T T 錦町別館ビル 2 F	528-4605
14	東京電力パワーグリッド 立川支社	立川市緑町 6-6	848-7801
15	中日本高速道路 八王子保全・サービスセンター	八王子市宇津木町 287-1	691-7121
16	東京都トラック協会 多摩支部	国立市北 3-27-11 三多摩自動車会館内	524-3469
17	日本通運 多摩支店	八王子市明神町 2-7-15	646-0202
18	日本郵便 国立郵便局	国立市富士見台 2-43-4	573-5064
19	国立市社会福祉協議会	国立市富士見台 2-38-5	575-3226
20	国立市議会事務局	国立市富士見台 2-47-1	576-2111
21	国立市医師会長	国立市富士見台 3-16-6	576-2341
22	国立市歯科医師会長	国立市富士見台 3-16-17	577-0418
23	国立市薬剤師会長	国立市中 1-9-12	572-3166
24	東京乗用旅客自動車協会（銀星交通）	国立市東 2-18-6	575-0458
25	国立市建設業協会	国立市谷保 5107-1	576-3711
26	国立市上下水道工事店会	国立市谷保 619	576-6666
27	その他必要と認められるもの		

国立市の地震に関する地域危険度

町丁目名	建物倒壊危険度		火災危険度		災害時活動	総合危険度	
	順位	ランク	順位	ランク	困難係数	順位	ランク
青柳	3265	1	3423	1	0.23	2826	2
青柳 1 丁目	3731	1	3411	1	0.19	3471	1
青柳 3 丁目	3478	1	3903	1	0.14	3714	1
石田	4226	1	4218	1	0.19	4041	1
北 1 丁目	3652	1	3517	1	0.16	3653	1
北 2 丁目	2246	2	1055	3	0.15	2367	2
北 3 丁目	4220	1	3734	1	0.16	4157	1
中 1 丁目	2537	2	1831	2	0.25	1881	2
中 2 丁目	3850	1	2632	2	0.20	3459	1
中 3 丁目	3947	1	3055	1	0.19	3633	1
西 1 丁目	2379	2	1399	2	0.31	1267	2
西 2 丁目	2953	1	1541	2	0.23	2202	2
西 3 丁目	2381	2	1002	3	0.21	1775	2
東 1 丁目	3114	1	1673	2	0.25	2238	2
東 2 丁目	3257	1	1915	2	0.21	2762	2
東 3 丁目	2288	2	1362	2	0.27	1437	2
東 4 丁目	2961	1	1387	2	0.28	1834	2
富士見台 1 丁目	3857	1	2877	1	0.16	3755	1
富士見台 2 丁目	4119	1	4253	1	0.09	4459	1
富士見台 3 丁目	4210	1	3942	1	0.10	4472	1
富士見台 4 丁目	4368	1	3786	1	0.15	4337	1
谷保	4093	1	3585	1	0.23	3618	1
谷保 6 丁目	4800	1	5098	1	0.27	4569	1
谷保 7 丁目	4043	1	3585	1	0.21	3679	1
泉 1 丁目	4970	1	4865	1	0.08	5049	1
泉 2 丁目	4576	1	4352	1	0.26	4227	1
泉 3 丁目	4321	1	2933	1	0.16	4222	1
泉 4 丁目	4804	1	4603	1	0.05	5021	1
泉 5 丁目	5007	1	5098	1	0.14	5023	1
矢川 3 丁目	4413	1	4417	1	0.06	4792	1

地震に関する地域危険度測定調査（第 9 回）による

危険度ランク：（危険度小） 1 ⇒ 2 ⇒ 3 ⇒ 4 ⇒ 5 （危険度大）

危険度順位：（危険度小） 5, 192 位 ～～～ 1 位 （危険度大）

■災害時活動困難係数とは？

避難や救助、消火活動等に寄与する道路基盤等の整備状況による災害時の活動の困難さを表した係数

災害時相互応援協定（市区町村）

名 称	締結年月日	協 定 先
消防の相互応援に関する協定	S40. 9. 10	立川市、昭島市、東大和市、武蔵村山市
消防の相互応援に関する協定	S59. 12. 1	府中市、国分寺市
大規模災害発生時における相互応援に関する協定（甲州街道サミット参加 12 市）	H8. 12. 1	八王子市、立川市、府中市、調布市、日野市、甲府市、諏訪市、山梨市、大月市、韮崎市、茅野市
災害時の避難場所相互利用に関する協定	H12. 3. 1	立川市
災害時等の避難場所相互利用に関する協定	H15. 10. 31	国分寺市
災害時における相互応援に関する協定	H22. 4. 1	兵庫県芦屋市
災害時における相互応援に関する協定	H24. 2. 16	三重県伊賀市
災害時における相互応援に関する協定	H27. 11. 18	秋田県北秋田市
災害時における相互応援に関する協定	H28. 2. 15	山梨県韮崎市
東京都及び区市町村相互間の災害時等応援協定	R3. 12. 27	東京都、都内 23 特別区、都内 25 市、都内 13 町村

災害時応援協定に基づく活動協力要請先一覧

要 請 内 容	要 請 先
緊急支援物資等の輸送	(一社) 東京都トラック協会多摩支部
	(株)小池商店府中営業所
	佐川急便(株)
緊急輸送業務	多摩交通(株)
	銀星交通(有)
バス車両による緊急輸送業務	(有)荻交通
電動車両等の支援	東日本三菱自動車販売(株)・三菱自動車工業(株)
	トヨタ S&D 西東京(株)
テント等緊急設備の支援	(株)セレスポ
ユニットハウス等の支援	三協フロンティア(株)
段ボール製簡易ベッド等の支援	セッツカートン(株)
	(株)内藤
棺等葬祭用品の供給	(福) 東京福祉会
遺体保存剤の供給	(株)ビー・ハウス
情報収集、配達物の一時保管・避難所等への配送	国立郵便局
防災行政無線等の自治体情報の文字放送 防災行政無線を利用した行政告知放送の再送信 災害防災情報放送	(株)ジェイコム東京
災害防災情報放送	エフエムラジオ立川(株)
災害時避難施設に係る情報の提供	(株)バカン
災害ボランティアセンターの設置等	(福) 国立市社会福祉協議会
医療救護	(一社) 国立市医師会
歯科医療救護	(一社) 国立市歯科医師会
医療救護における調剤、服薬指導、医薬品の管理等	(一社) 国立市薬剤師会
応急救護等	(公社) 東京都柔道整復師会多摩中央支部
動物救護活動	(公社) 東京都獣医師会多摩西支部
避難所における巡回栄養相談、影響健康教育、特殊栄養食品（アレルギー児用粉ミルクや高齢者用食品等）の提供	(公社) 東京都栄養士会
医薬品等の確保・供給（医療用）	(株)スズケン
	東邦薬品(株)
	(株)メディセオ
	酒井薬品(株)八王子営業所
	アルフレッサ(株)東京多摩営業部国立支店
医薬品等の確保・供給（一般用）	(株)大木
帰宅困難者の一時滞在施設の提供	(大) 一橋大学

要 請 内 容	要 請 先
帰宅困難者の一時滞在施設の提供 発達障害者等の一時避難所の提供	(学) 桐朋学園男子部門
発達障害者等の一時避難所の提供	(株) クエスト
知的しょうがいしゃ等の避難所利用	(福) 滝乃川学園
知的しょうがいしゃ等の緊急一時受け入れ	(福) 睦月会わかばの家
精神しょうがいしゃの緊急一時受け入れ	(福) 多摩棕櫚亭協会
高齢者等の緊急一時受け入れ	(福) 弥生会くにたち苑
緊急搬送用車両の提供	(福) 誠愛会シルバーハイツ谷保
高齢者等の緊急一時受け入れ	(医) 国立あおやぎ会
	(医) 三水会介護老人保健施設あるふぁ国立
	(福) 敬愛会ウェルケア国立
	(株) ベネッセスタイルケア ポンセジュール国立
	ヤシマ(株)サンビレッジ国立
水害時における一時避難施設としての使用	(一財) 関東電気保安協会
施設の一部使用	(株) ルネサンス
緊急支援物資の保管	国立倉庫(株)
災害用備蓄物資保管場所としての施設提供 ※くにたち駐車場管理棟(中 1-16-26)	国立市商工会・大栄不動産(株)
燃料の調達	(一社) 東京都ＬＰガス協会北多摩西部支部国立部会
	(株) 田辺石油商会国立サービスステーション
	ヤマヒロ(株)国立富士見台給油所
食料の調達	国立市米穀小売商組合
青果物の提供	東京都多摩青果(株)
食料、衣料品等生活必需品の調達	(株) 西友
	(株) ダイエー
	(株) スーパーバリュー
	(株) 東京さえき
医薬品、日用品、食料等の調達	(株) ウェルパーク
	(株) サンドラッグ
生活用水の供給	(株) ヤクルト本社中央研究所
避難所における理容業務、必要な資器材及び消耗品の提供	東京都理容生活衛生同業組合立川支部
上下水道の応急復旧	国立市上下水道工事店会
し尿の受け入れ	東京都下水道局流域下水道本部
ごみ、し尿及びがれきの収集、運搬	高杉商事(株)
ごみ及びがれきの収集、運搬	(有) 丸喜

要 請 内 容	要 請 先
応急トイレ対策	昭和ハウス工業(株) (株)レンタルのニッケン国立営業所
入浴支援	(株)スパサンフジ（国立温泉湯楽の里） (有)鳩乃湯
下水道管路施設等の応急対策	(公社)日本下水道管路管理業協会
倒壊建物等からの救助救出活動、施設の修繕等	全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合府中国立支部
道路等における障害物除去、施設の応急復旧、緊急輸送の実施	国立市建設業協会
障害物の除去、緊急自動車等の整備、応急活動用の資機材の提供、収容業務	(一社)東京都自動車整備振興会
仮設電力としての小型発電機等の貸し出し、避難所等における停電が発生した場合の初期対応の業務	(一財)関東電気保安協会
災害時における停電の復旧作業等	東京電力パワーグリッド(株)立川支社
ドローンを使用した災害情報等収集	(株)セキド
アマチュア無線を使用した情報収集・伝達等	国立アマチュア無線クラブ
ドローンを使用し、被災地図を作成、インターネット上での情報提供	(特非)クライシスマッパーズ・ジャパン
災害時における農地の使用及び生鮮食品の調達	東京みどり農業協同組合
災害時における住家被害認定調査等	(公社)東京都不動産鑑定士協会
災害時におけるり災証明書の発行手続きや法律相談	東京都行政書士会立川支部

防災行政無線子局一覧

固定系	設置場所	住所
0001	市役所	富士見台 2-47-1
0002	下谷保地域防災センター	谷保 5066
0003	中地域防災センター	中 2-10-7
0004	東地域防災センター	東 1-13-13
0005	富士見台地域防災センター	富士見台 3-13-5
0006	中平地域防災センター	谷保 6087-1
0007	くにたち立東福祉館	北 3-23-1
0008	南区公会堂	泉 3-29-11
0009	消防団第一分団	青柳 2-8-60
0010	北福祉館	北 2-19-1
0011	東福祉館	東 3-18-32
0012	一本松公会堂	谷保 4-28-1
0013	国立第八小学校	中 1-3-1
0014	一橋大学南門前	中 2-1
0015	国立第二小学校	西 2-13
0016	国立中給水所	中 3-8-1
0017	国立第一中学校	東 4-24-1
0018	矢川上公園	富士見台 4-4
0019	国立第六小学校	谷保 6600
0020	国立第三中学校	谷保 1348-1
0021	都営国立西一丁目アパート	西 1-5-1
0022	国立市公民館	中 1-15-3
0023	谷保第六公園	富士見台 3-20
0024	青柳台第二遊園	青柳 3-26-57
0025	消防団第三分団	谷保 5913-1
0026	都営泉二丁目アパート	泉 2-3-2
0027	北第一公園	北 3-11-37
0028	富士見台第一団地	富士見台 1-7-1
0029	立川警察署東区駐在所	東 3-10-6
0030	滝乃川学園	谷保 6312
0031	東京多摩青果(株)本社	谷保 6-2-1
0032	JR 東日本国立住宅	北 1-10-10

MCA 無線設置一覧（令和 5 年 4 月 1 日時点）

個別 No.	グループ名称	設置場所
100	統制局	市役所本部
101	消防団 G	消防団本部
501		消防団第一分団
102		消防団第一分団
103		消防団第一分団
502		消防団第二分団
104		消防団第二分団
105		消防団第二分団
503		消防団第三分団
106		消防団第三分団
107		消防団第三分団
504		消防団第四分団
108		消防団第四分団
109		消防団第四分団
505		消防団第五分団
110		消防団第五分団
111		消防団第五分団
506		消防団第六分団
112		消防団第六分団
113		消防団第六分団
114		消防団事務局
115		消防団事務局
116		消防団事務局
117		消防団事務局
118		消防団事務局
507		立川消防署
508		立川消防署国立出張所
509		立川消防署谷保出張所
202	公共機関 G	下水道課
203		下水道課
204		道路交通課
205		道路交通課
206		福祉総務課
209		防災安全課
210		防災安全課
211		防災安全課

個別 No.	グループ名称	設置場所
212		防災安全課
213		防災安全課
214		防災安全課
215		まちの振興課
216		北市民プラザ
217		政策経営課
218		生涯学習課
219		教育指導支援課
220		防災安全課（医療法人社団つくし会）
221		防災安全課（医療法人社団つくし会）
222		医療法人社団つくし会
301		立川警察署
302		立川警察署国立駅前交番
303		立川警察署谷保交番
304		国立市公民館
305		保健センター
306		くにたち福祉会館
307		N T T 東日本 東京西支店
308		東日本旅客鉄道(株)国立駅
309		東京電力パワーグリッド(株)立川支社
310		東京ガスネットワーク(株)東京西支店
311		中央郵政研修所
312		くにたち駅前市民プラザ
201	学校関係 G	教育総務課
401		国立第一小学校
402		国立第二小学校
403		国立第三小学校
404		国立第四小学校
405		国立第五小学校
406		国立第六小学校
407		国立第七小学校
408		国立第八小学校
409		国立第一中学校
410		国立第二中学校
411		国立第三中学校
412		東京女子体育大学
413		国立音楽大学附属小学校

個別 No.	グループ名称	設置場所
414		国立学園小学校
415		桐朋学園小学校
416		一橋大学
601	保育幼稚園 G	保育幼児教育推進課
602		国立音楽大学附属幼稚園
603		小百合幼稚園
604		つぼみ幼稚園
605		ママの森幼稚園
606		東立川幼稚園
607		国立ふたば幼稚園
608		国立富士見台幼稚園
609		国立文化幼稚園
611		西児童館
612		矢川プラス
613		なかよし保育園
614		矢川保育園
615		西保育園
616		東保育園
617		北保育園
618		春光保育園
619		国立保育園
620		和光保育園
621		あいわ保育園
622		向陽保育園
623		国立あゆみ保育園
624		国立あおいとり保育園
625		国立学園附属かたばみ幼稚園
626		きたひだまり保育園
627		こぐまこどものいえ
628		国立たいよう保育園
629		国立クムクム保育園
630		さくらっこ保育園
631		国立ひまわり保育園
632		国立富士見台団地風の子
701	医療機関 G	国立さくら病院
702		長久保病院
703		国立市医師会

個別 No.	グループ名称	設置場所
704		銀星交通
705		多摩交通
230		災害医療センター
231		都立多摩総合医療センター
801	福祉避難 G	くにたち苑
802		シルバーハイツ谷保
803		国立あおやぎ苑
804		あるふぁ国立
805		サンビレッジ国立
806		ボンセジュール国立
807		ウェルケア国立
808		滝乃川学園
809		わかばの家
810		多摩棕櫚亭協会
811		ハッピーテラス 国立駅前教室

一時集合場所一覧

番号	施設名	所在地	
1	東児童公園	東 3 - 3 - 2 5	
2	一橋大学グラウンド	東 3 - 1 0 - 4	
3	国立第三小学校	東 4 - 2 4 - 1	
4	国立第一中学校	東 4 - 2 4 - 1	
5	都立国立高等学校	東 4 - 2 5 - 1	
6	国立第八小学校	中 1 - 3 - 1	
7	一橋大学	中 2 - 1	
8	国立学園	中 2 - 6	
9	桐朋学園	中 3 - 1 - 1 0	
10	都立第五商業高等学校	中 3 - 4	
11	国立音楽大学附属小学校	西 1 - 1 5 - 1 2	
12	国立第二小学校	西 2 - 1 3	
13	中央郵政研修所	西 2 - 8	
14	国立第四小学校	北 2 - 2 9	
15	北第一公園	北 3 - 8 - 1 外	
16	都立立川国際中等教育学校	都立立川国際 中等教育学校 周辺	立川市曙町 3 - 2 9 - 3 7
17	都立立川国際中等教育学校附属小学校		立川市曙町 3 - 1 3 - 1 5
18	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所		北 3 - 3 0 - 3
19	国立第七小学校	富士見台 1 - 4 7 - 7	
20	谷保第一公園	富士見台 1 - 9	
21	谷保第二公園	富士見台 2 - 2 0	
22	谷保第三公園	谷保第三公園 周辺	富士見台 2 - 3 4
23	N H K 学園		富士見台 2 - 3 6 - 2
24	谷保第四公園		富士見台 2 - 4 9
25	国立第五小学校	富士見台 2 - 4 7 - 2	
26	谷保第五公園	富士見台 3 - 1 2	
27	谷保第六公園	富士見台 3 - 2 0	
28	国立第二中学校	富士見台 3 - 3 0	
29	矢川上公園	富士見台 4 - 4	
30	東京女子体育大学	富士見台 4 - 3 0 - 1	
31	東京多摩青果株式会社	谷保 6 - 2 - 1	
32	国立第三中学校	谷保 1 3 4 8 - 1	
33	多摩川河川敷公園	谷保 9 5 4 4 先	
34	国立第一小学校	谷保 6 0 2 6	
35	国立第六小学校	谷保 6 6 0 0	
36	谷保緑地	泉 1 - 2 7	
37	城山公園	泉 5 - 2 1 - 2 0	

指定緊急避難場所（広域避難場所）一覧

【震災時における大火】

No.	避難地名	面 積 (㎡)		最大利用可能人員 (人)
		述べ面積	有効面積	
1	都立立川国際 中等教育学校周辺	74,658	29,582	29,582
2	一橋大学構内	314,488	147,310	147,310
3	中央郵政研修センター	76,745	22,501	22,501
3	谷保第三公園周辺	129,019	60,540	60,540
4	東京女子体育大学構内	47,657	22,324	22,324
5	多摩川河川敷公園 (開設予定地)	45,694	41,124	41,124

【洪水、内水氾濫】

No.	避難地名	有効面積 (㎡)	最大利用可能人員 (人)
1	都立国立高等学校（体育館）	910	496
2	都立第五商業高等学校（体育館）	940	502
3	N H K 学園（体育館）	713	388

指定避難所等一覧

	施 設 名		所 在 地	利用可能面積 (㎡)	最大利用可能人員 (人)
指定避難所 (11施設)	国立第一小学校	体育館	谷保 6026	643	351
		校舎		839	508
	国立第二小学校	体育館	西 2-13	820	447
		校舎		1,161	704
	国立第三小学校	体育館	東 4-24-1	868	473
		校舎		1,226	743
	国立第四小学校	体育館	北 2-29	791	431
		校舎		774	469
	国立第五小学校	体育館	富士見台 2-47-2	796	434
		校舎		1,290	782
	国立第六小学校	体育館	谷保 6600	796	434
		校舎		855	518
	国立第七小学校	体育館	富士見台 1-47-7	797	435
		校舎		774	469
	国立第八小学校	体育館	中 1-3-1	823	449
		校舎		774	469
	国立第一中学校	体育館	東 4-24-1	880	480
		校舎		1,110	673
	国立第二中学校	体育館	富士見台 3-30	880	480
		校舎		1,032	625
避難所候補施設 (26施設)	国立第三中学校	体育館	谷保 1348-1	1,047	571
		校舎		903	547
	中平地域防災センター		谷保 6087-1	80	48
	東地域防災センター		東 1-13-13	100	61
	下谷保地域防災センター		谷保 5066	110	67
	富士見台地域防災センター		富士見台 3-13-5	92	56
	中地域防災センター		中 2-10-7	85	52
	くにたち北市民プラザ		北 3-1-1	333	202
	くにたち南市民プラザ		泉 2-3-2	383	232
	くにたち福祉会館		富士見台 2-38-5	628	381
	くにたち立東福祉館		北 3-23-1	79	48
	北福祉館		北 2-19-1	99	60
	東福祉館		東 3-18-32	200	121
	西福祉館		西 2-17-32	112	68

施 設 名		所 在 地	利用可能面積 (㎡)	最大利用可能人員 (人)
青柳福祉センター		青柳 2-8-60	214	130
久保公会堂		谷保 6256-8	38	23
四軒在家福祉館		谷保 6775	46	28
南区公会堂		谷保 3120-5	43	26
矢川集会所		富士見台 3-32-4	集会室 67 ㎡	40
石神集会所		谷保 7103-2	第一集会室 20 畳 第二集会室 28 畳	47
富士見台一丁目集会所		富士見台 1-8-4	集会室 54 ㎡	32
谷保東集会所		谷保 7-17-1	第一集会室 30 ㎡ 第二集会室 24.5 畳	42
中一丁目集会所		中 1-10-34	集会室 34 ㎡	20
千丑集会所		谷保 7190-4	第一集会室 17.5 畳 第二集会室 21 畳	37
坂下集会所		谷保 749-2	第一集会室 20 畳 第二集会室 28 畳	47
富士見台二丁目集会所		富士見台 2-32-1	第一集会室 24 畳 第二集会室 24 畳	47
都立国立高等学校	体育館	東 4-25-1	910	496
都立第五商業高等学校	体育館	中 3-4	922	502

※利用可能面積：小中学校は体育館、普通教室とした。避難所候補施設は集会室、会議室、視聴覚室、児童ホール等を収容場所とした。

※最大利用可能人員：1 坪（3.3 ㎡）に 2 人を基準とする。（利用可能面積÷3.3×2）

※体育館は、利用可能面積から通路等（10％）を除いた面積とする。（利用可能面積×0.9÷3.3×2）

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

	施設名称	住所	浸水 想定 区域	土砂 災害 警戒 区域
1	サンビレッジ国立	泉 3-23-20	●	
2	シルバーハイツ谷保	谷保 6-17-37	●	
3	ありがとう村	谷保 7-26-10	●	●
4	くにたち苑	泉 3-1-6	●	
5	ベストライフ国立	青柳 1-12-5	●	
6	SOMPO ケア そんぼの家 国立南	青柳 1-21-14	●	
7	多摩地域生活支援センター / やがわ寮	青柳 1-17-19 フラワーヒルズ国立 B 1 0 1、B 1 0 2	●	
8	みのわの里	青柳 3-25-4	●	
9	花物語くにたち	谷保 7-12-12	●	
10	あるふぁ国立	谷保 6-21-13	●	
11	国立あおやぎ苑	青柳 3-5-1	●	
12	国立あおやぎ苑みのわ通り	青柳 3-2-4	●	
13	ケアハウス国立あおやぎ苑	青柳 3-2-19	●	
14	あおやぎの家	青柳 1-19-16	●	
15	わかばの家	泉 3-30-5	●	
16	賑笑工房てくてく（わかばの家）	矢川 3-6-9	●	
17	はじめの一步ハウス / 来歩ハウス	泉 1-13-23	●	
18	はじめの一步ハウス / メゾン・ド・歩人	泉 1-13-22	●	
19	すうえる	青柳 1-34-3 1F	●	
20	とれいる	青柳 1-34-3 2F	●	
21	サマー・リーフ	泉 2-8-6	●	
22	にんげんの輪	谷保 6-12-46	●	
23	滝乃川学園成人部	矢川 3-16-1	●	
24	滝乃川学園児童部	矢川 3-16-1	●	
25	やがわ荘	矢川 3-16-1	●	
26	滝乃川学園 放課後等デイサービス	矢川 3-16-2	●	

	施設名称	住所	浸水 想定 区域	土砂 災害 警戒 区域
27	ういんぐ・わく	矢川 3-21-25 207	●	
28	フルール	青柳 2-8-43	●	
29	オアシスらんど国立青柳	青柳 1-12-1	●	
30	オアシスらんど国立谷保	青柳 2-26-21	●	●
31	ともにー	泉 4-17-4	●	
32	スマイルともにー	泉 5-20-4	●	
33	スマイルともにー2	泉 5-20-5	●	
34	ともにーホーム	泉 5-20-4	●	
35	ともにーホーム 2	泉 5-20-4	●	
36	ともにーホーム 3	泉 5-20-5	●	
37	国立あおいとり保育園	泉 5-2-1	●	
38	国立あゆみ保育園	矢川 3-20-24	●	
39	国立文化幼稚園	谷保 7-10-2	●	
40	国立第三中学校	谷保 1348-1	●	
41	国立第六小学校（矢川学童保育所）	谷保 6600	●	

主な災害用備蓄品一覧（令和４年４月現在）

		災害用備蓄庫設置場所					
	備蓄品名 (単位)	市役所	市立小・中 学校	コミュニ ティ施設 (防災セン ター・福祉 館)	市民 プラザ	福祉 施設	公立 保育園
備蓄食糧	調理不要食 (食)	628	18,528	320	1,200		
	アルファ米 (食)	1,450	57,600	3,000	2,800	350	
	おかゆ(食)	650	8,050	250	2,350		
	幼児用粉ミルク (袋)	1,188					
	幼児用液体ミ ルク(本)	693					3
	使い捨てほ乳 瓶(本)	375					
	飲料水 (2L/本)		3,360	60			480
生活必需品	毛布(枚)	2,525	4,868	710	2,000		
	保温シート (枚)	1,550	7,200	500			
	エアマット (枚)	550	11,000	450			
	マット(枚)		550				
	大人用おむつ (枚)	2,640	2,700				
	子ども用おむ つ(枚)	834	10,626				
	生理用品(枚)	7,317	47,040				
	マンホールト イレ(基)		118				
	仮設トイレ (基)	1	12				
	簡易トイレ (基)	3					
	携帯トイレ (個)	1,000	28,400	1,100		700	

		災害用備蓄庫設置場所					
	備蓄品名 (単位)	市役所	市立小・中 学校	コミュニ ティ施設 (防災セン ター・福祉 館)	市民 プラザ	福祉 施設	公立 保育園
	トイレットペ ーパー (巻)	700	800				
感染症対策用品	非接触型体温 計 (個)	11	44				
	簡易型テント (基)	20	200				
	簡易型テント (車いす用) (基)		77				
	マスク (枚)	5,700	19,800				
	ウェットティ ッシュ (個)	500	5,000				
	ゴーグル (個)		550				
	フェイスシー ルド (個)		550				
	ガウン (着)		550				
	防護服 (着)	44					
	シューズカバ ー (箱)		11				
	手指アルコー ル (枚)	32	792				
	プラスチック 手袋 (枚)	10,000					
	ペーパータオ ル (袋)	120	660				
	感染性廃棄物 用ごみ袋 (枚)	300	3,300				

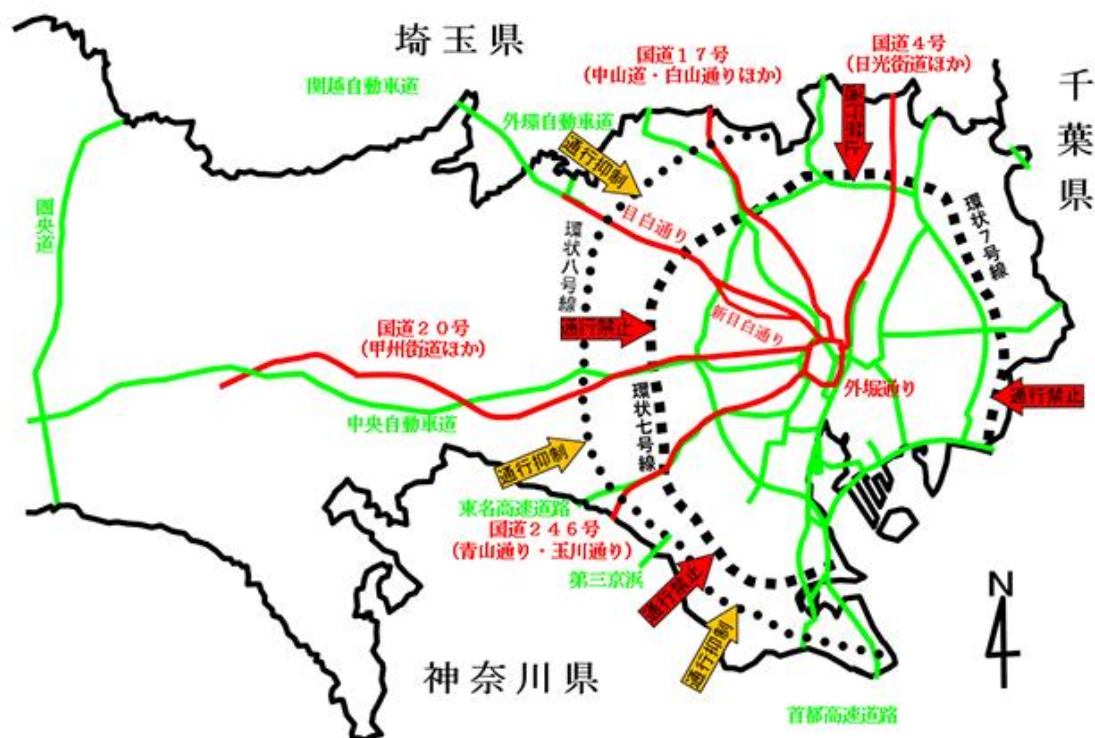
自主防災組織及び自主防災組織資機材庫設置場所一覧

令和5年4月1日現在

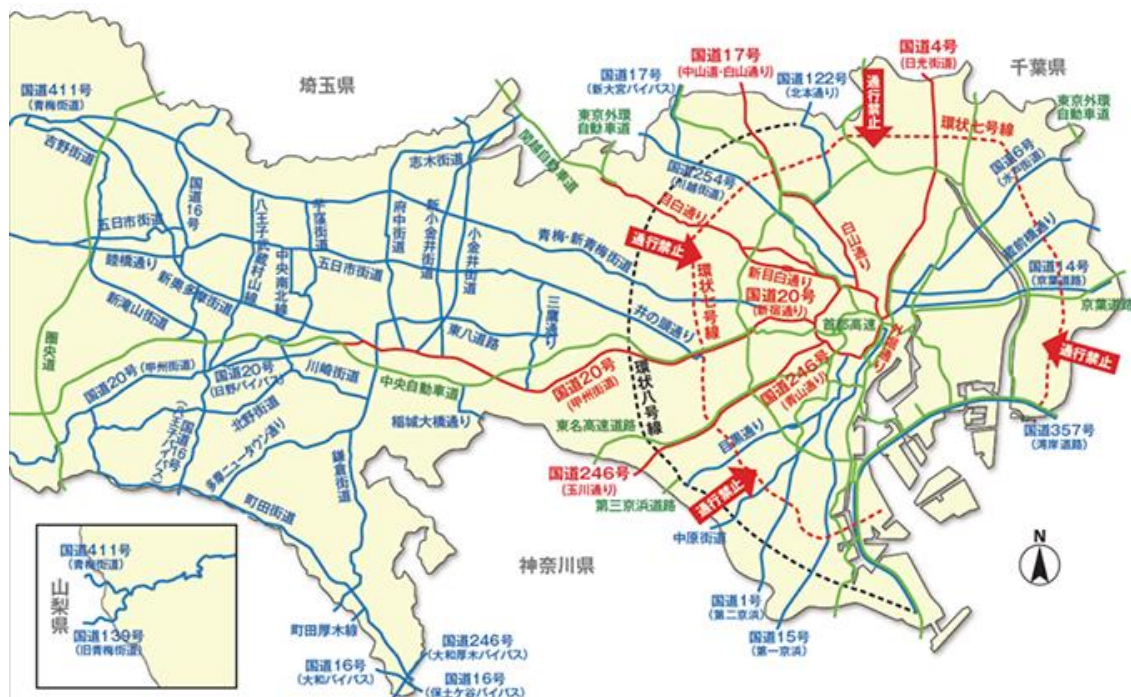
No.	組 織 名	資器材庫設置場所住所
1	中平自治会防災部	谷保 6087-1
2	富士見台二丁目自治会防災部	富士見台 2-32-1
3	富士見台三丁目自治会防災部	富士見台 3-13-5
4	南区自治会防災組織	谷保 3143-1
5	環境改善促進会防災部	東 4-24-1（国立第三小学校内）
6	青柳自治会防災部	青柳 244-1
7	東地域自主防災部	東 1-13-13
8	青柳中央会防災部	青柳 1-43
9	富士見台四丁目自治会防災部	富士見台 4-6-2
10	下谷保地域防災組織	谷保 5066
11	中地域自主防災部	中 2-10-7
12	都営北三丁目防災部	北 3-3-22
13	北二丁目みどり会防災部	北 2-10-11, 12
14	国立富士見台団地自治会防災部	富士見台 1-7-1
15	自主防災組織矢川北団地	富士見台 4-17-1
16	四小南自治会防災部	北 2-28-21
17	富士見台一丁目自治会防災部	富士見台 1-9
18	泉二丁目アパート自主防災組織	泉 2-3 2号棟内
19	立東自治会防災部	北 3-23-1
20	西地域自主防災組織	西 3-8-32
21	国立市三和会自主防災組織	西 2-17-32
22	国立会東の会自主防災部	東 3-18-32
23	四軒在家自治会自主防災部	谷保 6775
24	都営国立北三第2アパート第二自治会防犯防災部	北 3-1-1
25	いちょう並木国立自治会防災部	北 3-38-1
26	久保町内会自主防災部	谷保 6256-8
27	中一番組自主防災組織	北 2-1-21 先

大震災（震度6弱以上）が発生した場合の交通規制

【第一次交通規制（大震災発生直後から）】



【第二次交通規制（被害状況及び道路交通状況を勘案したうえで実施）】



被害程度の認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 在家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹林等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

-
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
 - (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
 - (4)非住家被害とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
- (11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(内閣府告示第 228 号 平成 25 年 10 月 1 日)

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	救助の期間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 ただし、福祉避難所を設置した場合、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型仮設住宅 1 戸当たり 6,265,000 円以内 2 借上型仮設住宅 地域の実情の応じた額	1 建設型応急仮設住宅 着工時期 災害発生の日から 20 日以内 供与期間 最長 2 年 2 借上型仮設住宅 災害発生の日から速やかに提供 供与期間 最長 2 年	1 同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 2 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。
炊き出しその他のよる食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者	1 人 1 日当たり 1,080 円以内	災害発生の日から 7 日以内	主食、服飾及び燃料等の経費
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				救助の期間				備 考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)及び冬季圧(10～3月)とし災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から 10 日以内				1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算		
		全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800		
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300		
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600		
			冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額以内				災害発生の日から 14 日以内				患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等：使用した衛生材料等の実費 2 助産師：慣行料金の 100 分の 80 以内の額				分べんした日から 7 日以内				妊婦等の移送費は、別途計上	
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 3 日以内				1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。	

救助の種類	対 象	費用の限度額	救助の期間	備 考
	2 生死不明な状態にある者			2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 災害により住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 半壊（焼）に準ずる程度の損傷：318,000 円以内 それ以外：655,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 生業費：1 件当たり 3 万円 2 就職支度金：1 件当たり 1 万 5 千円 3 貸与期間：2 年以内 4 利子：無利子	災害発生の日から 1 か月以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	救助の期間	備 考
学用品 の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700 円 中学生生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から 1 教科書：災害発生の日から 1 ヶ月以内 2 文房具及び通学用品：災害の発生の日から 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の 搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	救助の期間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者（埋葬を除く。）	1 死体の洗浄、縫合、消毒等：1 体当たり 3,500 円以内 2 死体の一時保存 ①既存建物借上費：通常の実費 ②既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 3 検案：救護班以外は慣行料金以内	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってして当該外障害物を除去できない者	1 世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	救助の期間	備 考
	7 救済用の物資の整理配分			
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。		時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として3/100の額を加算した額以内		

激甚法に定める事業

適用条項	事業名
第 3 条	1 公共土木施設災害復旧事業
	2 公共土木施設災害関連事業
	3 公立学校施設災害復旧事業
	4 公営住宅施設災害復旧事業
	5 生活保護施設災害復旧事業
	6 児童福祉施設災害復旧事業
	7 老人福祉施設災害復旧事業
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
	9 身体障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業
	10 女性保護施設災害復旧事業
第 3 条及び第 19 条	11 感染症予防事業
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業
第 3 条及び第 9 条	13 堆積土砂排除事業
第 3 条及び第 10 条	14 湛水排除事業
第 5 条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業
第 5 条及び第 6 条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
第 7 条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業
第 8 条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置
第 11 条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助
第 12 条	20 中小企業信用保険法による災害関連保証の特例
第 13 条	21 小規模企業者等設備同遠敷資金助成法による貸付金の償還期間の特例
第 14 条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
第 16 条	24 公立社会教育施設災害復旧事業
第 17 条	25 私立学校施設の災害復旧事業
第 20 条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
第 21 条	27 水防資材費の補助の特例
第 22 条	28 リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
第 24 条	公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金交付税の基準財政需要額への算入

※東京労働局は、国の機関である。

防災マップ

防災地图 방재 지도 Disaster prevention map

◆ 日頃からの備えを！

● 家屋や家具の安全対策

家屋の耐震診断、改修、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止、危険な塀の補強、フェンス・生垣化を図りましょう。

● 火災への備え

- ・消火器などで初期消火活動に備えましょう。
- ・感震ブレーカーを設置し、地震に伴う電気火災を防ぎましょう。
- ・非常時に備えて、住宅用火災警報器の定期的な作動確認を行い、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。

● 災害時備蓄品の備え

- ・家庭、学校、事業所では少なくとも3日分の飲料水、非常食などを用意しましょう。
- また、そのほか各自の状況に応じて必要となるものを備蓄しておきましょう。

● 非常時持ち出し品の準備

・ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、現金、常備薬、保険証のコピーなどの最小限の持ち出し品を用意しましょう。

● 家族や地域で話し合い

- ・安否確認の方法、指定避難所、避難経路を確認しましょう。
- ・ご近所で配慮が必要な方（高齢者、しょうがいしゃ等）への気配りを心がけましょう。
- ・地域で実施する防災訓練に積極的に参加しましょう。

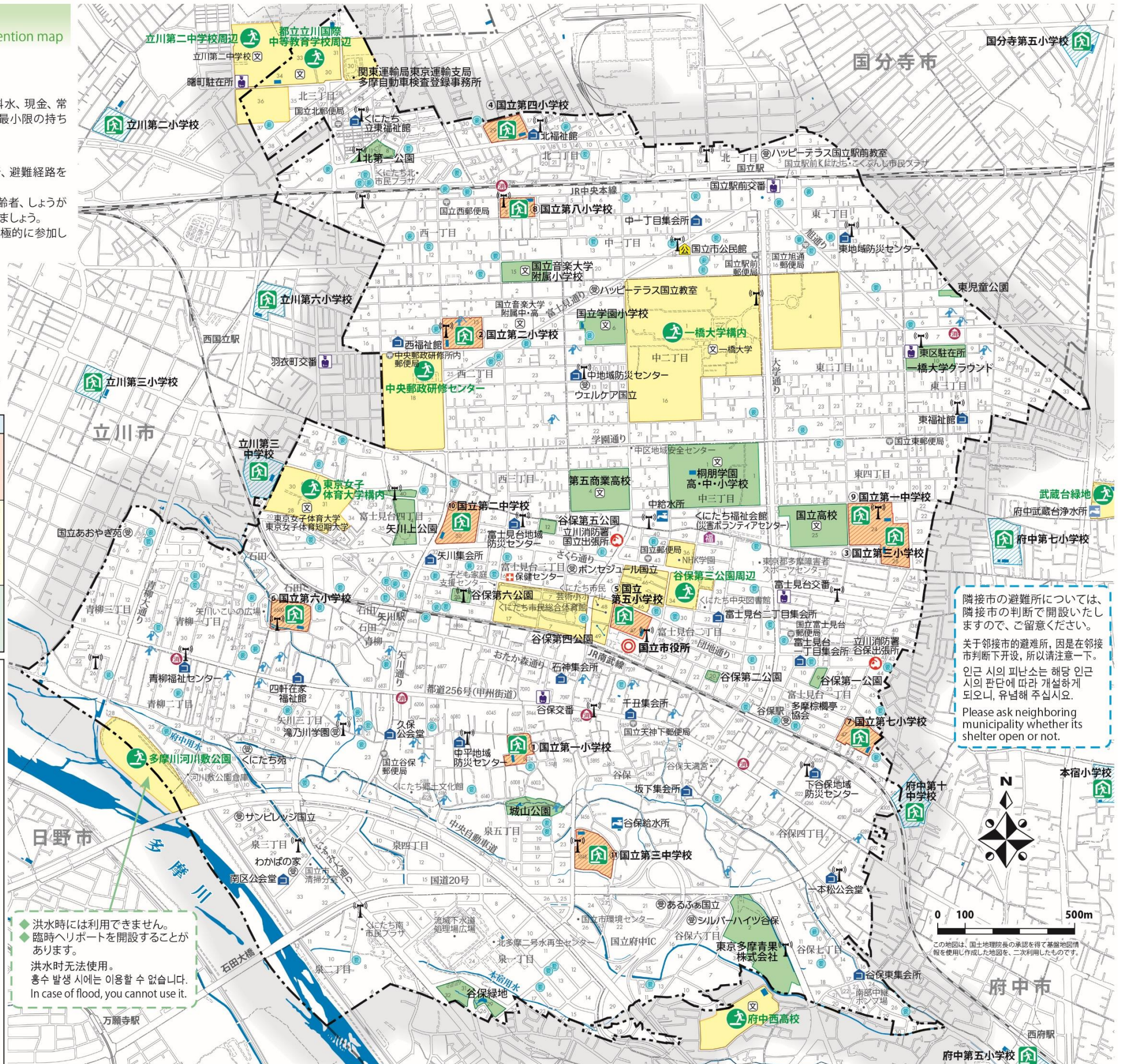


◆ 国立市の避難場所

市内には現在、指定避難所、指定緊急避難場所（広域避難場所）、一時集合場所などの避難場所が指定されています。

	施設	災害時の役割
指定避難所	市立小中学校11校	災害により住まいを失った人またはそのおそれのある人、電気、ガスなどの被害により自宅で生活が困難になった人が一時的に生活を営む場所
指定緊急避難場所（広域避難場所）	都立立川国際中等教育学校周辺、一橋大学構内、中央郵政研修センター、谷保第三公園周辺、など6箇所	◇震災などによる市街地大火から一時的に市民の安全を確保する場所 ◇大火が鎮火した後は、自宅へ戻り生活を再建する人や指定避難所で避難生活を営む人などがある
一時集合場所	市内の学校や公園など36施設 ※指定避難所、指定緊急避難場所（広域避難場所）も含む	地震直後、近隣住民相互の情報連絡や安否確認、また、避難に際して近隣や自治会・自主防災組織などで集団を形成する場所

凡例	凡例	범례	legend
	指定避難所（市立小中学校） 指定避難場所 Designated evacuation centers		コミュニティ施設 (地域防災センター、地域福祉館、地域集会所等) 社区中心 커뮤니티 센터 Community Centers
	指定緊急避難場所（広域避難場所） 指定緊急避難場所（广大避難場所） 지정 긴급 피난장소 (광역 피난장소) Safety evacuation areas (Designated refuge areas)		福祉会館（災害ボランティアセンター） 福祉会馆 (灾害自愿者活动中心) 복지회관 (재해 자원봉사 센터) Welfare hall (Disaster Volunteer Center)
	一時集合場所 临时集合场所 임시 집합 장소 Local meeting points		公民館（外国人災害時支援センター） 公民馆 (灾害时支援外国人活动中心) 공민관 (외국인 재해 지원 센터) Community center (Disaster support center for non-Japanese)
	隣接市避難所 邻接市避难场所 인근 시의 피난소 Evacuation centers of neighboring cities		高齢者等要配慮者一時受入施設 能临时接受高令者等需要照顾人员的设施 고령자 등 사회적 약자 임시 수용시설 Temporary acceptable facilities for consideration toward people who need special care
	市役所（災害対策本部） 市政府 (灾害对策本部) 시청 (재해대책본부) City hall (Disaster management headquarter)		要配慮者利用施設 需要照顾人员的利用设施 사회적 약자 이용시설 Facilities for consideration toward people who need special care
	立川消防署（国立・谷保出張所） 立川消防署 (国立・谷保分署) 다치카와 소방서 (구닛타치 야호 출장소) Tachikawa Fire Station (Kunitachi & Yaho branch)		災害対策用井戸 灾害时使用水井 재해 대책용 우물 Wells using at the time of disaster
	消防団器具置場 消防团用具场所 소방단의 기구 보관소 Stations of volunteer fire corps		防災行政無線 防灾行政无线 방재 행정 무선 Loud speakers of emergency broadcast system
	立川警察署（交番・駐在所） 立川警察署 (警察岗亭・派出所) 다치카와 경찰서 (매출소 주재소) Tachikawa Police Station (KOBAN/Substation)		給水拠点 供水点 급수 거점 Emergency water supply points



隣接市の避難所については、隣接市の判断で開設いたしますので、ご注意ください。
关于邻接市的避难所，因是在邻接市判断下开设，所以请注意一下。
인근 시의 피난소는 해당 인근 시의 판단에 따라 개설하게 되오니, 유념해 주십시오.
Please ask neighboring municipality whether its shelter open or not.

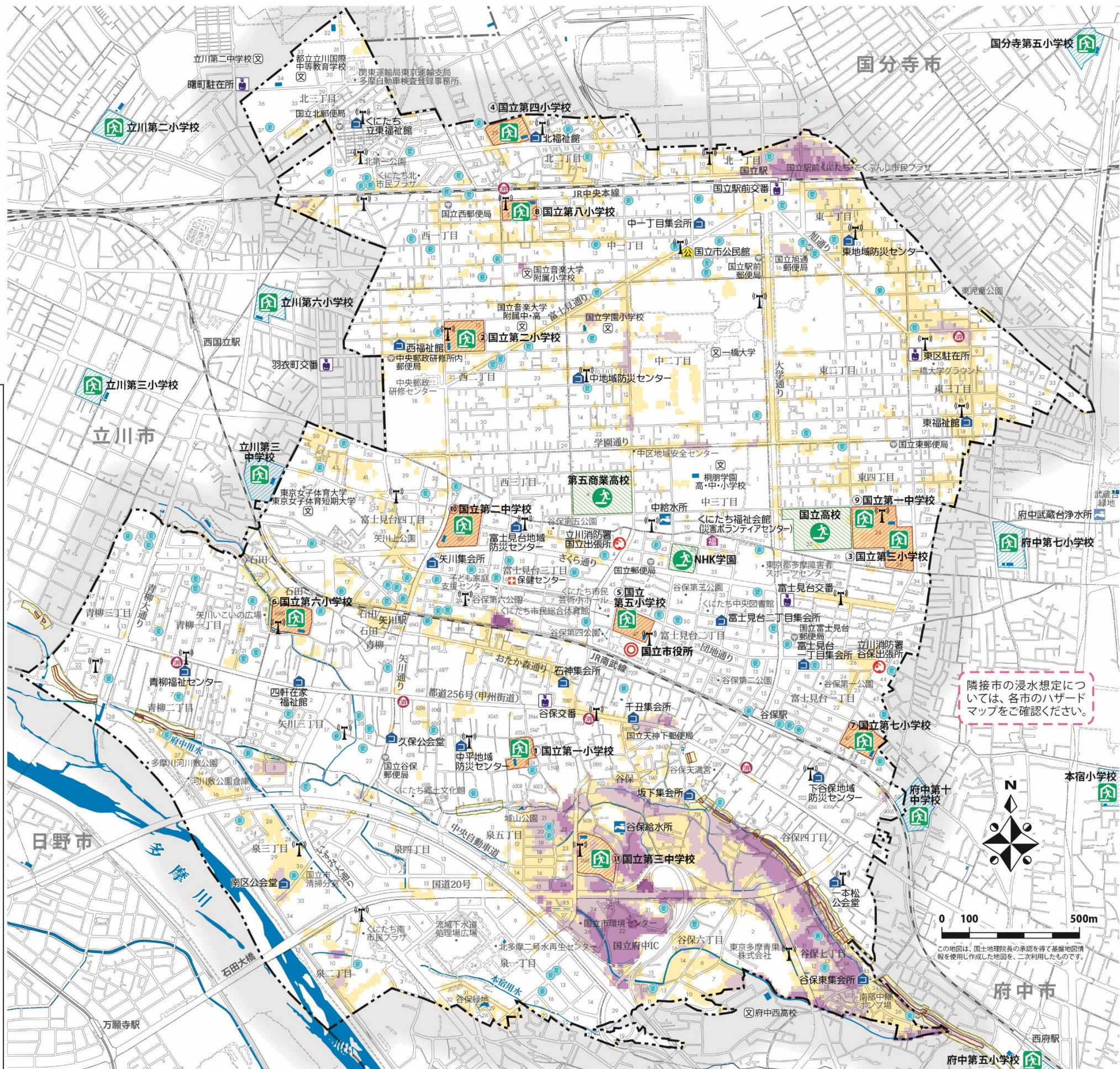
この地図は、国土地理院長の承認を得て基礎地図情報を使用し作成した地図を、二次利用したものです。

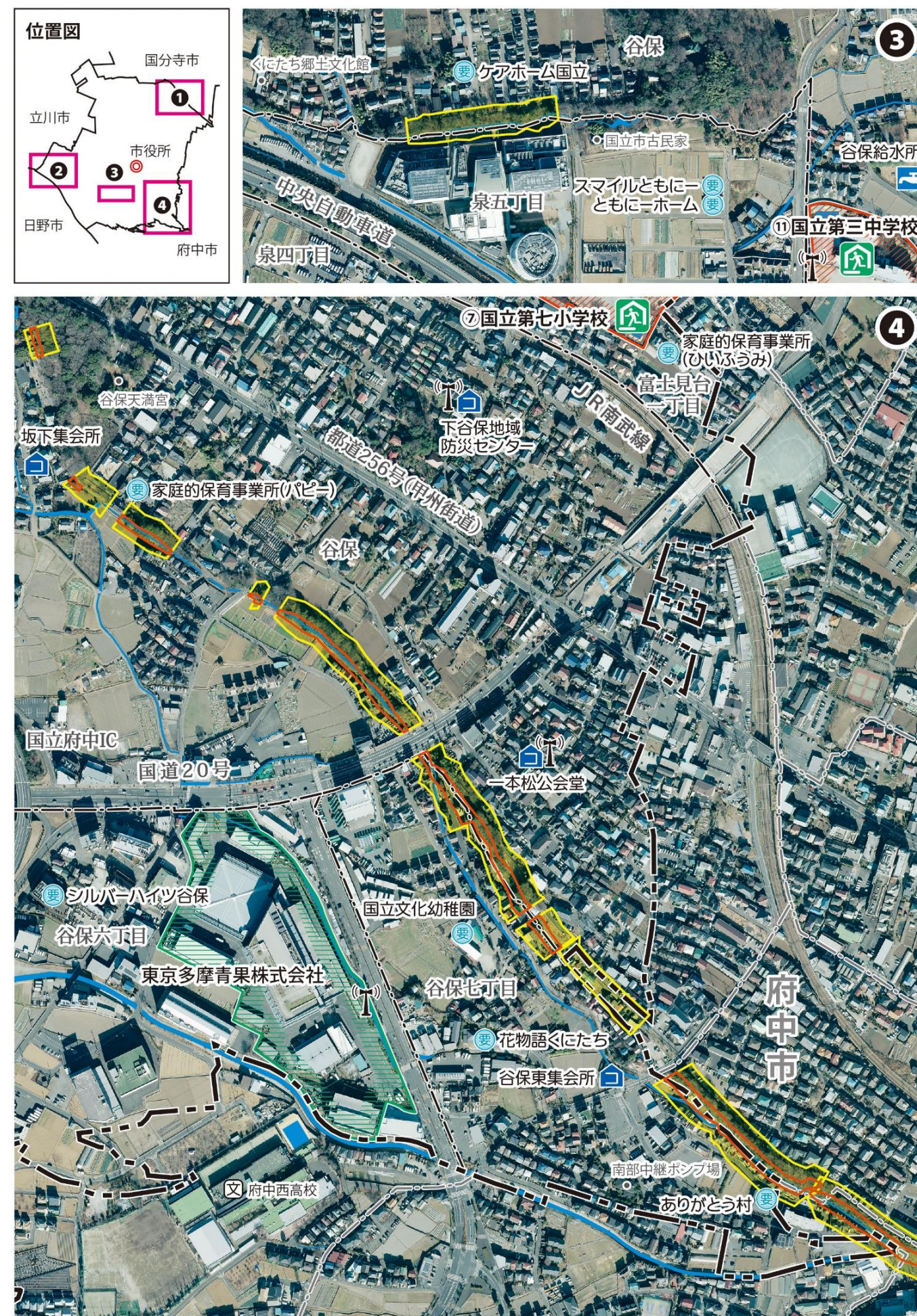
洪水ハザードマップ

多摩川洪水ハザードマップ (外水氾濫)

洪水危険区図 홍수 위험 지도 Flood hazard map







緊急輸送道路図

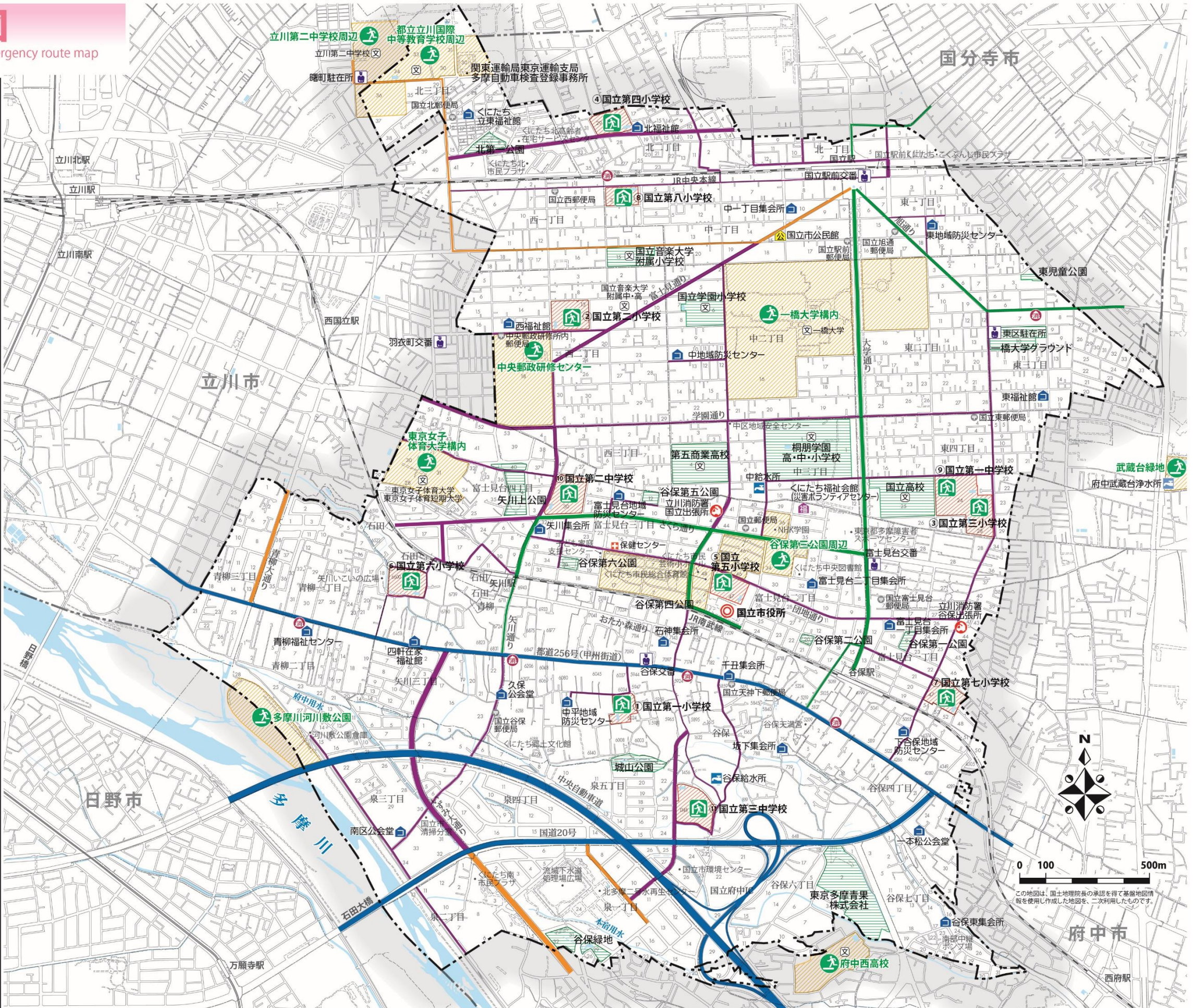
应急运输路地图 긴급 수송 도로 지도 Emergency route map

凡例 凡例 범례 legend

- 指定避難所 (市立小中学校)
指定避難場所
지정 피난소
Designated evacuation centers
- 指定緊急避難場所 (広域避難場所)
指定緊急避難場所 (廣大避難場所)
지정 긴급 피난장소 (광역 피난장소)
Safety evacuation areas (Designated refuge areas)
- 一時集合場所
臨時集合場所
임시 집합 장소
Local meeting points
- 市役所 (災害対策本部)
市政府 (災害対策本部)
시장 (재해대책본부)
City hall (Disaster management headquarter)
- 立川消防署 (国立・谷保出張所)
立川消防署 (国立・谷保分署)
다치카와 소방서 (국립·야호 출장소)
Tachikawa Fire Station (Kunitachi & Yaho branch)
- 消防団器具置場
消防団用具場所
소방단의 기구 보관소
Stations of volunteer fire corps
- 立川警察署 (交番・駐在所)
立川警察署 (警察岗亭・派出所)
다치카와 경찰서 (파출소·주재소)
Tachikawa Police Station (KOBAN/Substation)
- コミュニティ施設
(地域防災センター、地域福祉センター、地域集会所等)
社区中心
커뮤니티 센터
Community Centers
- 福祉会館 (災害ボランティアセンター)
福祉会館 (灾害自愿者活动中心)
복지회관 (재해 자원봉사 센터)
Welfare hall (Disaster Volunteer Center)
- 公民館 (外国人災害時支援センター)
公民馆 (灾害时支援外国人活动中心)
공민관 (외국인 재해 지원 센터)
Community center (Disaster support center for non-Japanese)
- 給水拠点
供水点
급수 거점
Emergency water supply points

緊急輸送道路

- 一次路線
- 二次路線
- 三次路線
- 緊急輸送道路 (市道)



地区防災計画作成ガイドライン（案）

地区防災計画作成ガイドライン
（案）

2015（平成 27）年

国立市行政管理部
防 災 安 全 課

＜本冊子の位置づけ＞

地区防災計画制度は、平成 25 年 6 月災害対策基本法の改正により創設されました。

内閣府では、既に「地区防災計画ガイドライン」（平成 26 年 3 月）を作成し、自治体及び地区居住者等の作成支援を行ってきているところですが、東日本大震災以降の首都直下地震時の被害想定をはじめ、全国的な集中豪雨による被害地域の拡大などを踏まえると、本市においても、地区防災計画の作成を促進する必要があると考えられます。

このため、内閣府が作成したガイドラインに加え、本市の地域特性を踏まえたガイドラインをあらかじめ作成し、地区防災計画の作成の一助とすることとしました。

1. 地区防災計画作成の目的

本計画は、市内の一定の地区居住者及び事業者（以下、「居住者等」という。）が、自発的に行う防災活動に関する計画であり、本市地域防災計画の中に同計画が規定されることによって、市が行う防災活動と連携して、地区の防災活動をより一層向上させることを目的としています。

2. 計画の作成単位

本計画は、居住者等の日常生活圏を基本にした地区において作成されることが望ましいと考えられます。このため、自治会・町内会、団地、町丁目、商店会などの単位で作成することが考えられます。また、本市は、自治会・町内会の空白地区や未加入世帯も多いという特徴があることから、居住者等の意志により一定の広がりを持った任意の地区においても作成することが可能と考えられます。しかし、単一の集合住宅や事業所は、作成の対象としません。

■ 計画の作成単位

1. 自治会・町内会
2. 団地、町丁目
3. 商店会
4. 一定の広がりを持った任意の地区
5. その他

※ 単一の集合住宅及び事業所のみ場合は、作成対象としない。

3. 計画の検討主体

地区防災計画は、関係団体より委員を選出し「(仮称) ○○地区防災計画検討委員会」等の検討組織を結成し協力して検討にあたることとします。

委員長、副委員長は、委員の互選で選出します。

委員会の構成は、次のように考えられます。

- ① 自治会・町内会
- ② 自主防災組織
- ③ 学校
- ④ 商店会
- ⑤ 事業所
- ⑥ 消防団
- ⑦ 日赤
- ⑧ 民生・児童委員
- ⑨ 育成会
- ⑩ 要配慮者団体
- ⑪ その他公募市民

なお、この計画検討組織は、計画策定後、地区防災計画の推進組織として調整し移行されることが望ましい。

4. 計画の作成

(1) 地区特性の把握と防災マップの作成等

検討組織において、地区の現状等を踏まえ、ワークショップ手法により地区の防災課題を把握し、防災マップとして取りまとめるとともに地区居住者等へ普及共有する。

■地区特性の把握と防災マップの作成

1. 災害履歴の調査
2. 被害想定（市などから情報提供）
3. 地区特性の把握（防災まち歩き等によるまちの安全・危険性の把握）
4. 要配慮者の状況把握
5. 防災マップの作成
6. 居住者等への防災マップの普及・共有化

(2) 活動体制の構築

地区防災計画を継続して推進するためには、活動体制を構築する必要があります。このため、計画検討組織との継続性を考慮しつつ、自治会・町内会、自主防災組織、商店会、事業所などで構成する地区防災推進協議会等を結成し、役割を分担して取り組むことが考えられます。

自治会・町内会、自主防災組織、商店会等では、既に総務班、情報班、消火班、救出救護班等の活動班を設置している例もありますので、活動体制の構築にあたっては、これら既存の活動体制を活用して構築することが重要です。

<活動体制の例>

〇〇地区防災推進協議会（仮称）

会長 ： 〇〇〇

副会長 ： △△△、□□□、×××

■班編成の例

班名	平常時の活動	災害時の活動
総務班	全体調整、要配慮者の把握	全体調整、被害・避難状況の把握
情報班	情報の収集、共有、伝達	災害状況の把握、市への連絡調整等
消火班	器具点検、火災予防活動	初期消火活動、出火予防活動
救出・救護班	資機材管理、調達整備	負傷者等の救出、救護
避難誘導班	避難路・避難所の確認、安全改善	避難者の誘導
物資調達班	災害時調達配分方法の検討、関係機関との事前調整	水・食料・応急物資の調達・配分
衛生防疫班	仮設トイレ対策検討、ごみ処理対策の検討	防疫対策の実施、ごみ処理方法等の普及
環境改善班	危険個所の巡回・点検、改善方法の検討	二次災害防止のための巡回、広報
防犯・巡回班	防犯巡回、警察との連携	避難住家の防犯巡回、防犯情報の収集・広報

（３）平常時の活動

推進協議会等の平常時の活動は次のように考えられる。

- ① 危険箇所の把握・点検・改善に向けた取り組み
- ② 避難路・避難所等の確認、避難経路における安全点検
- ③ 要配慮者支援に向けた取り組み
- ④ 防災マップの作成と普及
- ⑤ 防災訓練・避難訓練の実施
- ⑥ 防災資機材の整備
- ⑦ 防災啓発活動の実施
- ⑧ その他

（４）災害時の活動

推進協議会等は、災害時に組織的に次の活動を実施する。

- ① 情報収集・共有・伝達活動
- ② 地区内被害状況の把握、住民の安否確認
- ③ 出火防止、初期消火活動
- ④ 救出・救助活動
- ⑤ 避難誘導、避難者支援活動
- ⑥ 避難所運営支援、在宅避難者支援

（５）復旧・復興期の活動

- ① 被災者に対する地区コミュニティの支援
- ② 行政等と連携して復旧・復興期の情報収集と居住者等への提供

（６）市・消防団等防災関係機関との連携

市、消防団、赤十字奉仕団、民生・児童委員等防災関係機関の役割を踏まえて、地区として平常時、災害時及び復旧復興期の役割を明らかにして、活動に反映することが重要です。

（７）実践と検証

地区の防災対策を継続して実践するためには、ア居住者等の防災意識の高揚、イ防災訓練による災害時対応力の習得、ウ市地域防災計画の見直し等と連携した地区防災計画の見直しが望まれます。

ア 居住者等の防災意識の高揚

地区居住者等の防災意識を向上し、災害に対応できるような人材を育成するため、クロスロード、DIG（災害図上訓練）、防災運動会、HUG（避難所運営ゲーム）等の普及啓発活動や小中学生に対する防災教育を実施します。

イ 防災訓練による災害時対応力の習得

地区居住者等が、災害時に地区防災計画に規定された防災活動を実施できるように、市や消防署・消防団等と連携して防災訓練を行うとともに避難所の運営を円滑に行うために避難所運営訓練に参加することもまた重要です。これら事前のシミュレーションを行うことにより、課

題を把握し活動を改善することが重要です。

ウ 市地域防災計画の見直し等と連携した地区防災計画の見直し

地区防災計画は、市地域防災計画と連携することで、相互に支え合い防災活動を強化することができると思います。このため、防災訓練等を踏まえた地区防災計画の見直しを市地域防災計画に反映したり、市地域防災計画の見直しを踏まえて地区防災計画に反映するなど、内容が古くなったり形骸化した計画については、積極的に修正・廃止を行う必要があります。

5. 計画の作成期間

地区防災計画は、概ね2年間で作成し実践に移すことが望ましい。

- 1年目 ： ① 地区の現況把握
 ② 地区の特性、危険性等の把握
 ③ 要配慮者等地区居住者特性の把握
 ④ ワークショップ方式による防災マップの作成
 ⑤ 居住者等の防災マップの共有化
- 2年目 ： ① 地区防災課題の整理
 ② 防災課題への対応方針の検討
 ③ 地区防災計画の取りまとめ
 ④ 居住者等の共有化
 ⑤ 市防災会議への報告

6. 計画提案の手続き

地区防災計画は、市の防災対策との連携し相互に支え合って、対策が強化されと考えられます。このため、地区防災計画を市地域防災計画に規定することとしています。規定する方法は、次の2つです。

第1は、市防災会議の判断で、市地域防災計画に規定する方法です（災害対策基本法第42条3項）。第2は、地区居住者等が、市防災会議に対して地区防災計画を定めることを提案し、それを受けて市防災会議が、市地域防災計画に地区防災計画を定める場合です。

〇〇地区防災計画（目次案）

1. 計画の対象範囲

〇〇市〇〇 △丁目～□丁目（又は〇〇 △△番～□□番）

2. 基本的考え方

（1）基本方針（目的）

（2）活動目標

（3）長期的活動計画

3. 地区の特性

（1）自然特性

（2）社会特性

（3）防災マップ

4. 防災活動の内容

（1）活動体制

（2）平常時の活動

（3）災害時の活動

（4）復旧・復興期の活動

（5）市・消防団等防災関係機関との連携

5. 実践と検証

（1）居住者等の防災意識の高揚

（2）防災訓練による災害時対応力の習得

（3）計画の見直し

国立市総合防災計画修正経過（平成 27 年～）

平成 27 年 11 月	修正
令和 2 年 9 月	市議会への修正経過報告
令和 4 年 9 月	国立市防災会議（書面開催）
令和 4 年 11 月	災害対策本部員へ報告
令和 5 年 4 月	東京都への意見照会
令和 5 年 9 月	パブリックコメントの実施
令和 5 年 9 月	国立市防災会議
令和 年 月	市議会へ修正策定報告